

デュピクセント®による治療を
始められる患者さんご家族の方へ

第2版

知っておきたい 医療費の助成制度について

【監修】NTT東日本関東病院 皮膚科部長 五十嵐 敦之 先生

生物学的製剤による治療では医療費が高額になる場合があります。
しかし、患者さんの経済的な負担を軽減するため、さまざまな仕組みもあります。

この冊子では主な医療費の助成制度についてご紹介いたします。

助成制度について知っていただくことで、医療費に関する不安や心配が
少しでも軽減され、デュピクセント®の治療を受けている方やこれから治療を
受けようと考えている方の参考になれば幸いです。



本冊子は平成30年8月現在の制度に基づいて解説しています。
医療費助成制度は改正されることがありますのでご注意ください。

医療保険制度

日本では、すべての人が公的医療保険に加入しています(国民皆保険制度)。加入者やその家族など(被扶養者)に医療が必要な状態になったときに、公的機関などが医療費の一部を負担してくれる仕組みになっています。職種や年齢などによって加入する公的な医療保険は異なります。

公的医療保険

- 組合管掌健康保険
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)
- 船員保険
- 共済組合
- 国民健康保険
- 国民健康保険組合
- 後期高齢者医療制度

健康保険 (被保険者)
 被保険者証 交付日 0000年 00月 00日
 被保険者 記号 000 番号 0000
 氏名 ○○ ○○ 性別 ○
 生年月日 0000年 00月 00日
 資格取得年月日 0000年 00月 00日
 保険者所在地 〒000-0000 ○○○○○○
 保険者番号 00000000
 保険者名称 ○○○○○○○○



※ 保険者番号の数字は基本8桁ですが、国民健康保険(退職者医療を除く。)の保険者番号は、都道府県番号2桁、保険者(市町村)別番号3桁、検証番号1桁、計6桁です。

【参考情報】法別番号(公費負担医療制度以外)

区分	法別番号	
政府管掌健康保険(全国健康保険協会)	01	
船員保険	02	
日雇特例被保険者の保険	○ 一般療養	03
	○ 特別療養費	04
組合管掌健康保険	06	
防衛省職員給与法による自衛官等の療養の給付	07	
高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付(後期高齢者医療制度)	39	
共済組合	国家公務員共済組合	31
	地方公務員等共済組合	32
	警察共済組合	33
	公立学校共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	34
特定共済組合	特定健康保険組合	63
	国家公務員特定共済組合	72
	地方公務員等特定共済組合	73
	警察特定共済組合	74
	公立学校特定共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	75
* 国民健康保険法による退職者医療	67	

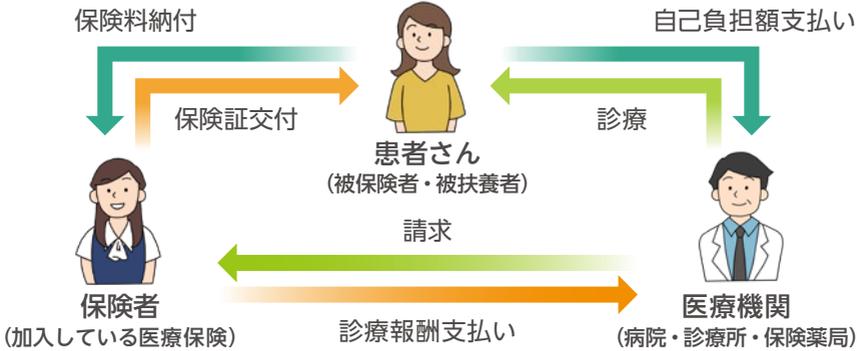
(注) 63・72～75は、特別退職被保険者、特別退職組合員及び特別退職加入者に係る法別番号です。
 * 国民健康保険制度

各種手続きやお問い合わせ先は医療保険により異なりますので、保険者にご確認ください。

※本冊子内の「医療保険」は公的医療保険を指しています。

医療費と医療保険

医療保険の仕組みイメージ



医療費の自己負担割合



*平成26年3月末までに70歳に達していた方は1割
 ※自治体によっては、独自の医療費助成制度がある場合があります。

デュピクセント®の治療を受ける場合の薬剤費の目安

デュピクセント®の薬剤費 (1本: 81,640円)		初回(2本)	2回目以降(1本)
自己負担額 (窓口で支払う金額)	3割	163,280円	81,640円
	2割	48,984円	24,492円
	1割	32,656円	16,328円
		16,328円	8,164円

平成30年4月現在のデュピクセント®の薬価をもとに計算しています。
 ※デュピクセント®の適応は成人です。

医療費の助成制度

医療費の自己負担額が大きい場合、所得控除（医療費控除）が受けられたり、限度額を超えた金額が払い戻されたりすることがあります。

詳しくはかかりつけ医療機関のソーシャルワーカーや保険者などにお問い合わせください。

医療費控除

1年間で支払った医療費の総額が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を超えると、医療費控除を受けることによって、所得状況に応じた還付金を受け取ることができます。医療費控除を受けるためには、確定申告が必要です。医療機関から発行された領収書は必ず保管しておきましょう。

● 医療費控除の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実際に支払った} \\ \text{医療費の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円}^* \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%

● 還付金の目安

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{還付される税金の目安} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税率} \\ \hline \end{array}$$

お問い合わせ先：最寄りの税務署

付加給付制度

企業の健康保険組合や共済組合などの独自の制度です。「1か月間にかかった医療費の自己負担の上限額を決めておき、限度額を超過した費用を払い戻す制度」です。ただし、すべての組合で実施されているわけではありませんので、詳しくは保険者などにご確認ください。

お問い合わせ先：保険者など

医療費補助制度

- 大学などの学校では、独自に学生の医療費負担を補助する制度を運営している場合があります。指定病院がある場合や、手続きが必要な場合もありますので、詳しくは学生課などにご確認ください。

お問い合わせ先：大学の学生課など

- 自治体によっては、子供に対する医療費助成を行っている場合があります。対象年齢、助成内容、申請方法が自治体により異なりますので、詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

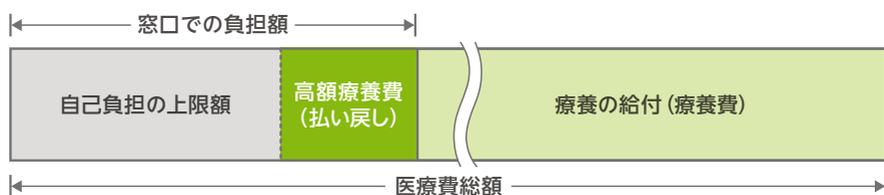
お問い合わせ先：お住まいの自治体

- 自治体によっては、ひとり親家庭の方に医療費助成を行っている場合があります。助成内容や申請方法が自治体により異なりますので、詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

お問い合わせ先：お住まいの自治体

高額療養費制度 (詳しくは6・7ページをご覧ください)

1ヵ月の間に医療機関の窓口で支払った額が、一定の金額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。詳しくは保険者などにご確認ください。



お問い合わせ先：保険者など

高額療養費制度

自己負担の上限額

自己負担の上限額は年齢や所得により異なります。



69歳以下の方の上限額

適用区分	ひと月の上限額（世帯ごと）	多数回該当
ア 年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額 83万円以上 国保：旧ただし書き所得 901万円超	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ 年収約770万～約1,160万円 健保：標準報酬月額 53万～79万円 国保：旧ただし書き所得 600万～901万円	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ 年収約370万～約770万円 健保：標準報酬月額 28万～50万円 国保：旧ただし書き所得 210万～600万円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ ～年収約370万円 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

※1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。



70歳以上の方の上限額 (平成30年8月から)

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)		多数回該当
		外来 (個人ごと)		
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000)×1%		140,100円
	Ⅱ 年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000)×1%		93,000円
	Ⅰ 年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000)×1%		44,400円
一般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	適用 されません
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

※1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

医療保険制度

医療費と医療保険

医療費の助成制度

高額療養費制度

フローチャート

高額療養費制度

デュピクセント®の治療を受ける場合の自己負担額



(69歳以下の場合、デュピクセント®の薬剤費のみ)

デュピクセント®の薬剤費 (1本：81,640円)		月に3本(初月*)	月に2本(維持期)
		244,920円	163,280円
ア	年収約1,160万円～	73,476円	48,984円
イ	年収約770万～約1,160万円	73,476円	48,984円
ウ	年収約370万～約770万円	73,476円	48,984円
エ	～年収約370万円	57,600円	48,984円
オ	住民税非課税者	35,400円	35,400円

は高額療養費制度適用後の金額

※デュピクセント®投与開始月の同月に2回来院した場合



医療保険制度

医療費と医療保険

医療費の助成制度

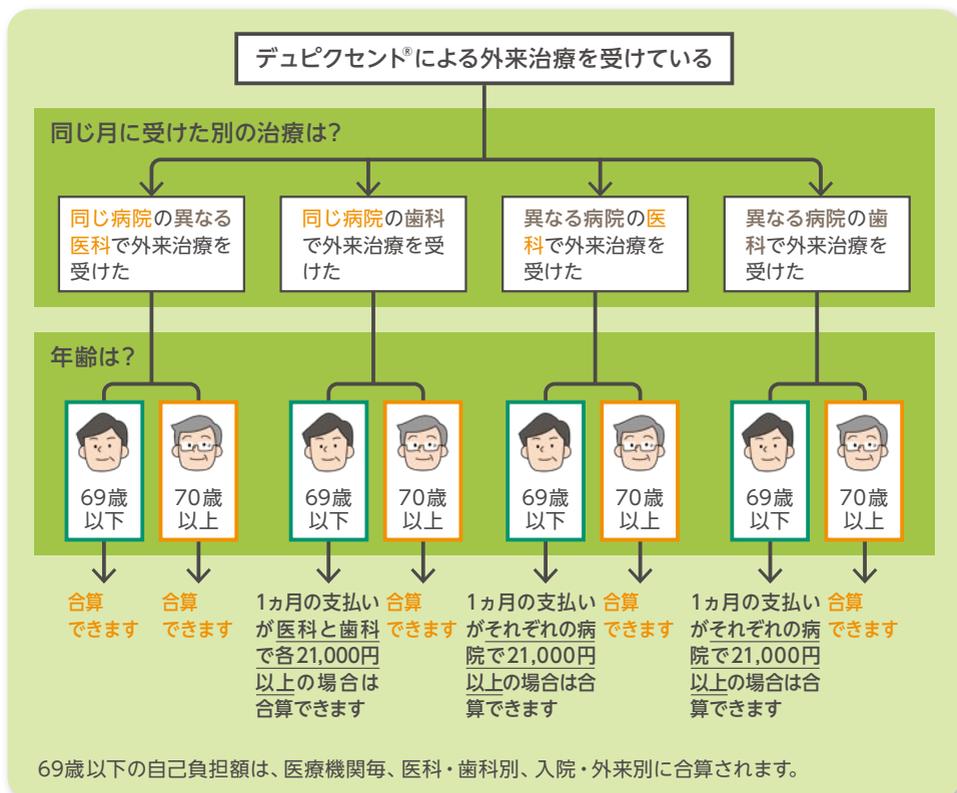
高額療養費制度

フローチャート

▶▶ 高額療養費の対象となる医療費

1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

合算できる場合



制度の詳細についてはこちらをご覧ください。

厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

高額療養費制度

さらに自己負担を軽減する方法①

世帯合算

複数の受診や同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)の自己負担額を合算して申請することができます。

※69歳以下の方は21,000円以上の自己負担額のみ合算できます。

※70歳以上の方は金額にかかわらず自己負担額を合算できます。



【払い戻し額の計算例】

69歳以下、年収約370万～約770万円の世帯の場合

父  デュピクセント®の
治療を始めた月*に
支払った自己負担額 = 78,000円
(診療費+薬剤費 260,000円)
※デュピクセント®投与開始月の同月に2回来院し、1か月に3本投与した場合

子  父と同じ月に
支払った自己負担額 = 24,000円
(診療費+薬剤費 80,000円)

 父と子の自己負担額を合算すると $78,000円 + 24,000円 = 102,000円$

父と子の医療費(診療費+薬剤費)を
合算すると $260,000円 + 80,000円 = 340,000円$

この世帯の自己負担の上限額は

$$80,100円 + (340,000円 - 267,000円) \times 1\% = 80,830円$$

※69歳以下で、年収約370万～約770万円の自己負担の上限額の計算式(→6ページ参照)

$$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$$

払い戻し額 = 窓口で支払った自己負担額 - 自己負担の上限額

$$21,170円 = 102,000円 - 80,830円$$

さらに自己負担を軽減する方法②

多回数該当

同じ医療保険に加入している家族間（同一世帯）で、直近12ヵ月の間に、3回以上高額療養費の支給を受けている場合に、4回目から自己負担の上限額が引き下げられます。



69歳以下の方の上限額（多回数該当の場合）

適用区分		多回数該当
ア	年収約1,160万円～	140,100円
イ	年収約770万～約1,160万円	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円	44,400円
エ	～年収約370万円	44,400円
オ	住民税非課税者	24,600円

70歳以上の方の上限額（多回数該当の場合）
（平成30年8月から）

適用区分		多回数該当
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～	140,100円
	Ⅱ 年収約770万～約1,160万円	93,000円
	Ⅰ 年収約370万～約770万円	44,400円
一般	年収156万～約370万円	44,400円
非課税等 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯	適用 されません
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	

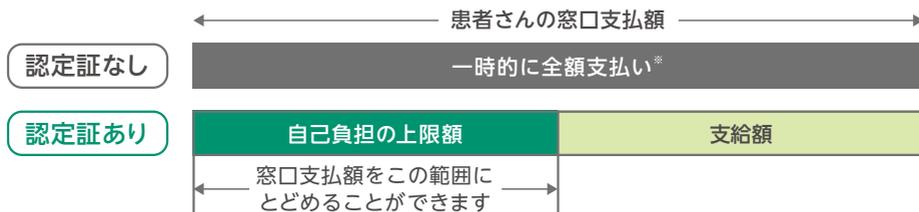


高額療養費制度

利用する①

▶▶ 限度額適用認定証

加入している医療保険で事前に手続きをし、「限度額適用認定証」の交付を受けることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担の上限額以内にする事ができます。



*払い戻しの申請により支給額が払い戻されます。(→13ページ参照)

事前手続き、窓口での提示物

	事前手続き	窓口での提示物
 69歳以下の方	加入している医療保険に認定証の交付を申請	限度額適用認定証*

*住民税非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証

	適用区分		事前手続き	窓口での提示物
	 70歳以上の方 現役並み	Ⅲ年収約1,160万円～		必要ありません
Ⅱ年収約770万～約1,160万円			加入している医療保険に認定証の交付を申請	限度額適用認定証
Ⅰ年収約370万～約770万円				
一般	年収156万～約370万円		必要ありません	高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証
	住民税非課税等		加入している医療保険に認定証の交付を申請	限度額適用・標準負担額減額認定証

利用する②

》 払い戻し

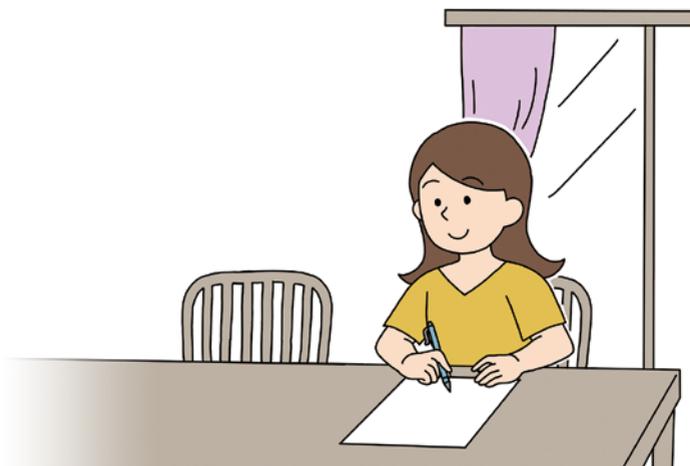
高額療養費の対象となる場合は、加入している医療保険に支給申請書を提出することで、自己負担の上限額を超えた分の医療費の払い戻しを受けることができます。

- 支給までに、受診した月から少なくとも3ヵ月程度かかります。
- 高額療養費の支給は2年まで過去にさかのぼって支給申請することができます。

「限度額適用認定証」を事前に申請しておくことで、窓口での支払いを最小限にできます。

もし「限度額適用認定証」の申請をしていなくても、後日、加入している医療保険に支給申請することで、自己負担の上限額を超えた医療費の払い戻しを受けることができます。

詳しくは保険者にお問い合わせください。



高額療養費制度

その他：申請が必要な制度

▶▶ 高額医療費貸付制度

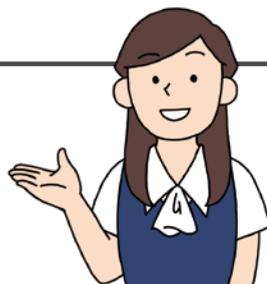
高額療養費の払い戻しを受けるのは、診療月から3ヵ月以上後になるため、当面の医療費の支払いに充てる資金として、無利子で高額療養費支給見込額の8割相当額の貸付を行う制度です。

※高額療養費の支給金額が決定し、高額療養費給付金が貸付金の返済に充てられ、残額が指定の口座に振り込まれます。決定された金額が貸付金よりも少ない場合は、返納していただくことになります。

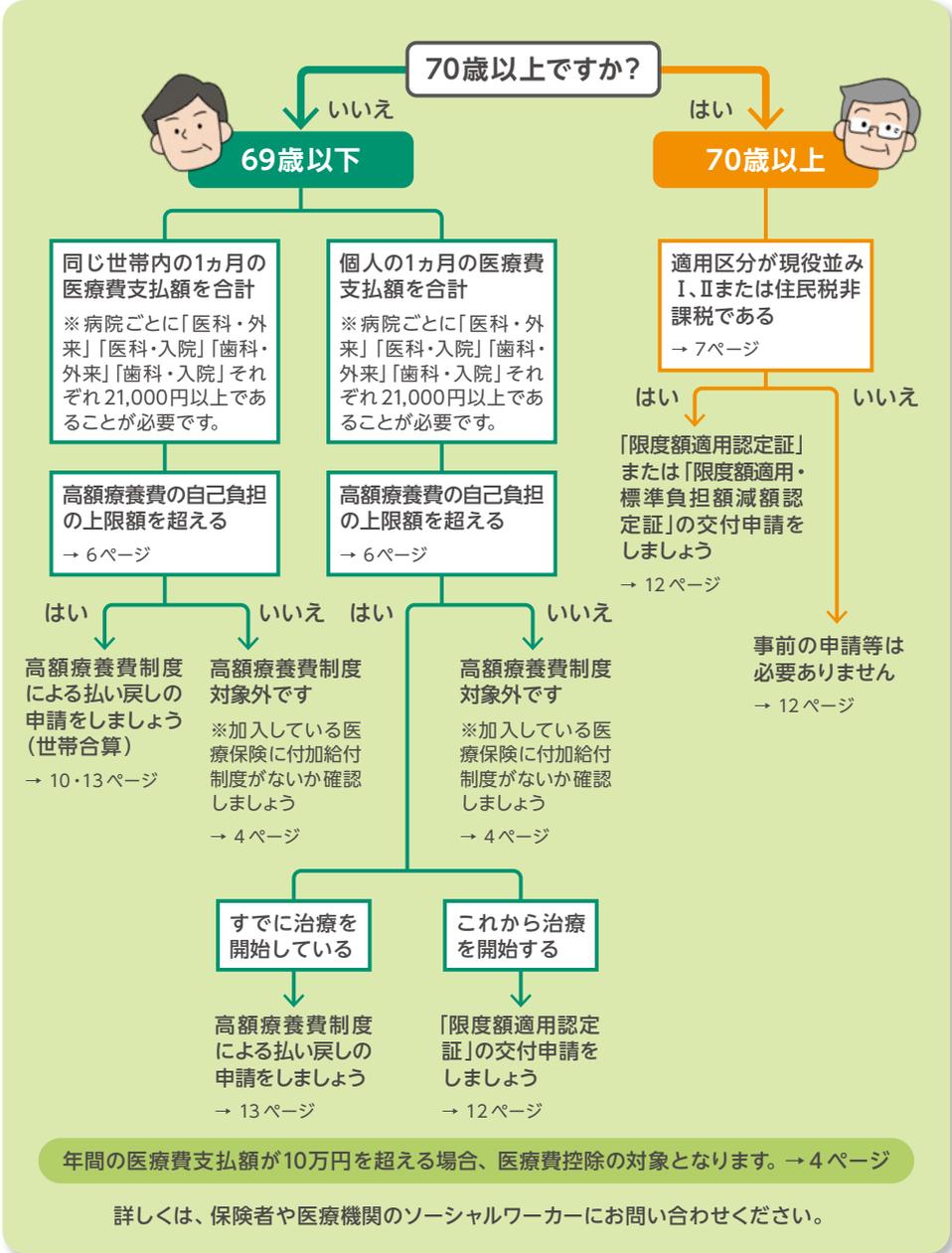
▶▶ 高額介護合算療養費制度

同じ世帯で同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

制度の詳細や基準額、手続きについては、
保険者やお住まいの自治体など
にお問い合わせください。



医療費助成制度利用のフローチャート



患者さん向けにデュピクセント®やアレルギーに関する情報を提供しています

NEW

デュピクセント®を使用される患者さん向けウェブサイト

<https://www.support-allergy.com>



アトピー性皮膚炎の症状やデュピクセント®の製品情報、治療に役立つ情報を紹介しています。



スマホ



PC

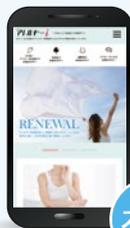
日本国内のアレルギー疾患患者さん向けウェブサイト

<https://www.allergy-i.jp>



アレルギーと上手に付き合いながら、ふだん通りのパフォーマンス発揮を目指すための「かゆみ」と「花粉症」の情報サイトです。

アレルギー-i



スマホ



PC

サノフィ株式会社

サノフィとRegeneron社は、アトピー性皮膚炎治療薬の研究開発に寄与してまいります。